

町からのお知らせ



民事訴訟告知センターからの架空請求はがきにご注意ください!

法務省管轄支局を名乗り、民事訴訟告知センターからの「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれた架空請求はがきが届いた、という事例が町内で増えています。「何かの間違いではないか」「身に覚えがないから訂正しないと」と思った方がはがきの連絡先に連絡してしまい、さらに個人情報を読み出されたり、「訴訟を取り消す費用」として高額な請求をされるケースもありますので、決して相手に連絡しないようにしてください。

なお、消費者庁では『消費者ホットライン (Tel 188)』を開設し、最寄の消費生活相談窓口を案内しております。困ったときは一人で悩まず、家族や消費者ホットライン、役場、警察などに相談しましょう。

- ◎役場住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164
- 興部警察署 Tel82-2110
- 沙留駐在所 Tel83-2010

↓実際にこのようなはがきが届いていますご注意ください!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 (わ) 285 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月16日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

ホタテ無料配布のお知らせ

興部町並びに町民の皆様より組合運営に対し、特段のご指導とご支援を賜り組合員一同より、日頃の感謝の気持ちとして、ホタテの無料配布を実施させていただきますのでご賞味下さい。

今後も各種の増養殖事業を中心に管理型漁業を推進してまいりますので、変らぬご指導、ご支援をお願い申し上げます。

◎と き 4月19日(木)

○ 19日に漁獲できない場合は、翌日の20日に配布します。

※20日も漁獲できない場合、又、貝毒が発生した場合には誠に勝手ながら本年の無料配布を中止とさせていただきますのでご了承ください。

◎対 象 興部町内在住者

※但し、沙留漁業協同組合員、准組合員、沙留漁協ホタテ船乗組員及び沙留漁協職員は除きます。

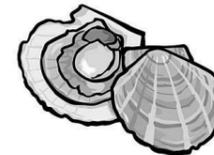
◎配布数 1世帯につき4kg程度(袋詰めして配布します。)

◎配布場所

町内名	時間	場 所	町内名	時間	場 所
浜 町	13:00	田中文博宅前	富 丘	13:00	福祉の家前
元 町	13:05	藤共寮横車庫	住 吉	13:15	老人寿の家前
宮下町	13:15	集会場前	豊 野	13:30	集落センター前
本 町	13:20	中央公民館駐車場	秋 里	13:45	集落センター前
仲 町	13:30	旧国保病院駐車場	宇 津	13:45	集落センター前
幸 町	13:40	集会場(ﾌﾟﾘﾊﾞ)前	北 興	13:45	研修センター前
新 町	13:00	山地和夫宅前	沙留西町	13:00	構造改善ｸﾞﾙｰﾌﾟ前
新泉町	13:10	新泉町会館前	沙留緑町	13:05	宮本 哲宅前
泉 町	13:20	勤労者センター前	沙留汐見町	13:10	加賀繁明宅前
旭 町	13:30	役場車庫前	沙留旭町	13:15	桑野幹夫宅前
栄 町	13:00	興 隆 寺 前	沙留北浜町	13:20	小野優太宅前
緑ヶ丘	13:10	中畑清吉宅前	沙留港町	13:25	町田信一宅前
春日町	13:20	ホｰｯｸｸﾘｰｰソｰﾓｰﾄ前	沙留元町	13:30	清野厚徳宅前
東 町	13:30	岩井正宅前	沙留海運町	13:35	佐藤和幸宅前

○時間については、多少遅れる場合もありますのでご了承ください。

※ 貝殻を捨てる際は、必ず町指定の 燃やすごみ(薄赤)の袋 に入れて捨ててください。



【沙留漁業協同組合・沙留ほたて貝漁業生産部会】

議会報告会（意見交換会）の実施について

興部町議会では、信頼される・開かれた議会活動の一環として、町民の皆様との意見交換を行うため、議会報告会（意見交換会）を開催いたします。

議会活動への意見、町政への提言などを聴く貴重な機会として開催させていただきますので、たくさんの町民の皆様のご参加をお願い致します。

1. 開催日時・場所

○4月24日（火）14:00～ 興部中央公民館 展示室
○4月25日（水）14:00～ 沙留公民館 研修室

2. 報告会（意見交換会）の内容

議会報告として、平成29年度の議会活動の概要、平成30年3月定例会（予算に関する議決概要等）の報告をし、その後、町民の皆様との意見交換会を行います。

3. お問い合わせ 興部町議会事務局 Tel82-2135

ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー等乗車料金の助成制度

興部町では、重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

◎主 旨：身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤー及び介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

◎利用可能事業所

- ・(有) 興部ハイヤー（興部町仲町）Tel82-2036
- ・NPO 法人わたぼうし（興部町本町）Tel82-7733

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

◎対象者：町内に住所を有し次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- ・下肢障害（1～2級）
- ・体幹障害（ 〃 ）
- ・視覚障害（ 〃 ）
- ・心臓機能障害（1・3級）

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

◎助成額：住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。（助成券1枚は乗車基本料金相当額です）

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません

◎申請先 「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

◎問合せ先 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

健康推進係からのお知らせ

◎4月に実施する健診事業

乳児健康診査・・・4月26日（木） 12:30～15:30 きらり

※対象となるお子さんのいるご家庭には、ご案内をお送りいたします。

○お問い合わせ先 福祉保健課 健康推進係（Tel82-4170）

住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。

申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

＜公営住宅＞ 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層214,000円以下）

【新規掲載の住宅】

団地名	募集戸数	建設年度	構造等	間取り面積	法定家賃
		管理番号			
新泉町団地	1戸	H1	セラミックブロック造 平屋建	3LDK 68.35㎡	16,100～ 31,700円
		318			

※家賃の他に共益費が別途加算されます。

新泉町団地：2,000円（石油給湯器使用料2,000円）

【先月に引き続き募集している住宅】

栄町団地（F棟）2DK 1戸、泉町団地（2号棟）2LDK 1戸、（3号棟）3LDK 1戸、
新沙留団地 3LDK 1戸、2LDK 1戸、元町団地 3LDK 1戸

＜特定公共賃貸住宅＞ 所得の月額基準：158,001円～487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】 新沙留団地～3LDK 1戸、2LDK 1戸

＜注意事項＞

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ（<http://www.town.okoppe.lg.jp>）または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

- ・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方で、連帯保証人が1名いること。
- ※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 4月16日（月）17:15まで

【問い合わせ先】 建設課建築維持係 Tel82-2166

各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当			
受 給 者	支給要件に該当する児童（18歳到達後の3月31日までの者又は障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児（20歳未満）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者（20歳以上）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院又は診療所に継続して3カ月を超えて入院している。			
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体（下記の障害や、内部障害（心臓や腎臓等）、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。					
	②父又は母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級			
	③父又は母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの	「表A」の障害が2つ以上ある方又は、「表A」の障害が1つと「表B」の障害（表Aと異なる障害）が2つ以上ある方。	
	④父又は母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも	表 A	表 B
	⑤父又は母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの		両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そ しゃ く ・ 嚔 下 機 能		そしゃくの機能を欠くもの		両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
	⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童	音 声 又 は 言 語 機 能		音声又は言語機能に著しい障害を有するもの			平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢の機能を全廃したもの 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
	体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの				
	そ の 他	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など					
支 給 金 額 (月 額)		全部支給	一 部 支 給				
	児童1人の場合	42,500円	42,490円～10,030円	51,700円	34,430円	14,650円	26,940円
	第2子加算額	10,040円	10,030円～5,020円				
	第3子加算額	6,020円	6,010円～3,010円				
	※所得制限がありますので支給されない場合があります。						
申 請 書 類	○児童扶養手当認定請求書 ○養育費等に関する申告書 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○同居扶養義務者に関する調書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○戸籍謄本 ○年金手帳 ○振込先のわかるもの ○マイナンバーのわかるもの	○特別児童扶養手当認定請求書 ○特別児童扶養手当認定診断書（障害別） ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○障害児福祉手当認定請求書 ○障害児福祉手当認定診断書（障害別） ○障害児福祉手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○特別障害者手当認定請求書 ○特別障害者手当認定診断書（障害別） ○特別障害者手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの			
類	※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。						

◎お問い合わせ・手続き先 ～ 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係（TEL82-4120）

畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

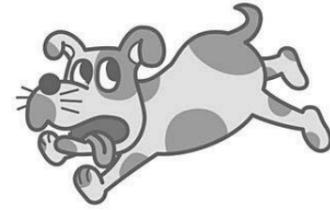
興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

〈実施期間〉 4月1日より9月30日まで

〈実施区域〉 興部町全域

〈実施方法〉 捕獲等

〈その他〉



①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が放れた場合は、役場までご連絡願います。

②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。

③鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

◎お問合せ先：住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

第11回協会長杯ミニバレーボール大会のお知らせ

下記の日程で第11回協会長杯ミニバレーボール大会を開催いたします。皆様の参加をお待ちしております。

◎日 時 4月15日(日) ・受付 8:30 ・開会式 9:00

◎場 所 農業者トレーニングセンター

◎参加資格 地域、職場、その他どんなチーム編成でも可能

◎競 技 プレー中は5名(8名まで登録できます)
男女混合のチームの場合、男性は2名までコートに入りプレーできます。
(50歳以上の男性は女性とみなします)

◎参加費 1チーム2,000円(当日受付)

◎申込期限 4月10日(火)までに協会事務局まで(期日厳守)

◎お問合わせ 興部町ミニバレーボール協会事務局
小西 健太(携帯 Tel090-7518-5900)

おこっぺ町地域づくりサポートの会「手芸のつどい」のお知らせ

地域づくりサポートの会手芸活動グループでは、町民の方と一緒に作品作りを行う『手芸のつどい』を開催しております。みんなで楽しく作品作りをしてみませんか？

4月	20日(金)	作 品：配色エコバック 持ち物：布1m×1mを2枚(2色) 材料費：不要
5月	18日(金)	作 品：つれて歩きたいバック 持ち物：表地、裏地各1枚(40cm×60cm) 材料費：不要
6月	15日(金)	作 品：バネくち金のポーチ 持ち物：表地、裏地各1枚(30cm×50cm) 材料費：200円程度(接着芯、バネくち金代として)

●時 間 13:30~16:00

●場 所 ふれあいサロン『ほっと』(仲町・旧品田商店)

●対象者 町民の方どなたでも参加可能です

●持ち物 各回の材料の他に、裁縫道具もお持ちください

●申込み [開催期日の前の週までに下記までお申込みください](#)

●問合せ 手芸活動グループ代表 高橋 和子 Tel82-3222

平成30年4月2日で

町内・町民の

交通死亡事故ゼロ3882日

スピードダウンとシートベルトの全席着用

